

# 府中市建設工事監督規程

平成13年12月1日訓令第3号  
平成21年10月1日一部改正  
平成24年4月1日一部改正  
平成27年5月7日一部改正

(趣旨)

第1条 府中市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の監督については、別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(監督員の責務)

第2条 府中市建設工事執行規則（平成11年府中市規則第12号）第24条第1項に規定する監督員（以下「監督員」という。）は、工事が公共の福祉の向上に寄与することを認識し、監督に当たっては公正を旨とし、厳正かつ的確にその職務を行うよう努めるものとする。

(監督の方法)

第3条 監督は、すべての契約書及び設計図書（図面、仕様書、現場説明書及び現場説明等に対する質問回答書）と照合して行うものとする。

2 監督員は、工事請負契約の適正な履行を確保するため、別に定める府中市建設工事監督実施要領に基づき監督業務を行うものとする。

(監督業務の分類)

第4条 監督業務は、総括業務、主任業務及び一般業務に分類するものとし、その業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 総括業務 監督業務に関する総括並びに主任業務及び一般業務を担当する監督員の指揮監督
- (2) 主任業務 監督業務のうち、現場に関する総括及び一般業務を担当する監督員の指揮監督
- (3) 一般業務 監督業務のうち、総括業務及び主任業務以外の業務

(監督員の担当業務等)

第5条 監督員として、総括監督員、主任監督員及び一般監督員をおく。

2 監督員の業務は次に掲げるとおりとする。ただし、軽微な工事については、総括監督員が総括業務及び主任業務を担当する。

- (1) 総括監督員 前条第1号に掲げる総括業務
- (2) 主任監督員 前条第2号に掲げる主任業務
- (3) 一般監督員 前条第3号に掲げる一般業務

(監督員の指定)

第6条 監督員は、工事の請負契約ごとにそれぞれ指定するものとする。

(指定基準)

第7条 監督員には、次に掲げる職員を指定するものとする。

- (1) 総括監督員 工事を担当する課の課長又は主幹以上の職にある職員
- (2) 主任監督員 工事を担当する課の係長以上の職にある職員
- (3) 一般監督員 工事を担当する課の技師又は主事の職にある職員

2 前項の規定にかかわらず、軽微な工事については、次に掲げる職員を指定するものとする。

- (1) 総括監督員 工事を担当する課の係長以上の職にある職員
- (2) 一般監督員 工事を担当する課の技師又は主事の職にある職員

(監督の報告及び工事記録等)

第8条 監督員は、工事の受注者から提出された書類、工事打合せ簿及び図面並びに検査又は試験等の結果等について、処理経緯を明らかにするものとする。

2 監督員は、前項の処理の経緯について、必要に応じて工事を担当する課の課長及び契約を担当する課の課長に報告するものとする。